

平成25年11月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成25年11月28日（金曜日） 午前9時～午前11時10分

2 開催場所 南大隅町本庁大会議室

3 (1) 出席委員（15人）

会 長	6 番	橋 口 初 男
委 員	1 番	堂 地 初 男
〃	3 番	武 田 榮 一 郎
〃	5 番	鞍 掛 牧 生
〃	7 番	竹 之 内 勝 男
〃	9 番	徳 留 徳 次
〃	10 番	神 園 英 市
〃	11 番	瀬 崎 寅 蔵
〃	12 番	打 越 淳 一
〃	13 番	半 田 太 志
〃	14 番	溝 田 耕 一
〃	15 番	吉 永 一 雪
〃	16 番	溝 端 正 次
〃	17 番	富 田 良 成
〃	19 番	桑 田 勇 一

4 農業委員会事務局職員

事務局長 竹野 洋一

事務局次長 川田原 孝二

事務局係長 中村 玲子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第89号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第90号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第91号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第92号 非農地証明に係る証明について

議案第93号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、平成25年11月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の定例会の出席委員は、15名です、18番田中委員が欠席の届けがありました。よって16名中15名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、13番の半田委員と14番の溝田委員の両名を指名します。本日の会議書記には事務局職員の川田原氏と中村氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。議案第89号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。許可申請は1件です、それでは事務局より説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明します。  
2ページでございます。議案第89号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可申請に係る資料を別紙のとおり提案する。

(議案第89号受付番号1番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないために許可要件のすべてを満たすと考えます、よろしく願いいたします。

議長： はい、ありがとうございます。ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

14番： 14番、溝田です。

議長： 14番、溝田委員。

14番： 20日に現地調査行いました。申請地は根占川北国道269号線の〇〇から北に100mくらい入った所、〇〇〇〇の東側の水田の一角です。東と西は宅地で、南側は用排水路で排水の良い田で、今現在何も作付けはされていませんが、短い草が生えている程度で一回耕耘すればなんでも作付けできると考えます。譲渡人は現在川北西本の自宅付近で夫婦でハウスネギ、ハウスインゲン、バレイショなど手広く耕作されていて、熱心に農業に取り組んでおられます。当該土地を取得されバレイショ、水稻など作付けしていくという事で周囲に迷惑をかけることもないし問題はないと思います。審議方よろしく願いします。

議長： はい、ありがとうございます、これより質疑に入ります。ご意見等ございますか。

委員： なし。

議長： それでは採決いたします。議案第89号受付番号1番について、原案どおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第89号受付番号1番は原案のとおり決定されました。

議長： 次に、議案第90号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。許可申請は1件です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、6ページの第90号の議案書をご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は1件です。それでは議案書をもとに説明します。  
(議案第90号受付番号1番の朗読及び説明)  
以上に説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願いたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： 1番、堂地です。

議長： 1番、堂地委員。

1 番： 去る21日に会長、事務局、溝田委員共々現地を確認しました。申請地はすでに造成も済んでいて農機具置き場として既に利用されている状態であります。本来ならば無断転用であり許されるべきではないと考えますが、始末者にありますとおり本人も深く反省しているようであり皆さんの審議方よろしくお願いたします。

議長： これより質疑にはいります、事務局説明、担当委員からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

委員： なし

議長： それでは採決いたします。議案第90号受付番号1番について、原案どおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第90号受付番号1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長： 次に、議案第91号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。  
許可申請は1件です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、15ページの第91号の議案書をご覧ください。今月の農地法第5条の許可  
申請は1件です。それでは議案書をもとに説明します。

(議案第91号受付番号1番の朗読及び説明)

以上に説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしく  
お願いいたします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： 1番、堂地です。

議 長： 1番、堂地委員。

1 番： 去る21日に会長、事務局、溝田委員現地を確認しました。申請地は〇〇〇〇〇裏で  
昔養鰻場があったところのじき上であります。申請地は水田として利用されておらず  
近くの畜産農家が堆肥置き場として利用しております。この申請地だけでは家は建た  
ず、隣接地の雑木林を含めて建設予定という事であります。ここに住宅ができて周  
りには何ら問題が生じることはないの皆さんの審議方よろしくお願ひします。

議 長： これより質疑にはいります、事務局説明、担当委員からの説明について発言のある方  
は挙手をお願いします。

委 員： なし

議 長： それでは採決いたします。議案第91号受付番号1番について、原案どおり決定する  
ことについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第91号受付番号1番は原案  
のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長： 次に、議案第92号非農地証明に係る証明についてを議題と致します。申請は1件で  
す。受付番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは25ページです。第92号の議案書をご覧ください。今月の非農地証明に係る  
証明の申請は1件です。議案書をもとに説明します。

(議案第92号受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明) 以上で終わります。

議 長： ここで担当委員の現地調査報告を求めます。

19番： 19番、桑田です。

議長： 19番、桑田委員。

19番： 21日に会長、事務局、溝端委員と現地調査をいたしました。ここは先月非農地証明が出てきたところであります。入丸団地の工区外の一角であります。地図を見ていただければ右端に申請地とありますがその手前は先月非農地証明が出されてその流れの一角であります。もう20年～30年耕作されておらず農地に戻すのは不可能であり、何ら問題はないと考えます。皆さんの審議方よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

委員： なし

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第92号受付番号1番については、原案どおり証明することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第92号受付番号1番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長： 次に、議案第93号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議案に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、29ページの議案書をご覧ください。町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第92号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長： 只今、事務局の説明がありましたが、委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

(発言なし)

議長： それでは、質疑に入ります、ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第93号については、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第93号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 以上で、本日の議案の審議などすべてを終了しました。  
次に、会次第第4協議事項について入ります。平成25年度農地パトロール、利用状況調査について報告及び検討会を始めます、

(農地パトロール、結果報告会)

議 長： はい、ありがとうございます。他にありませんか。  
次にその他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①農地のあっせんについて  
②農業者年金加入推進報告書について  
③行事予定について

議 長： よろしいですか。以上をもちまして、平成25年11月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員